ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



労働保険の誤解を正解に。



労働保険

労災保険 ＋ 雇用保険

従業員が少ないから、アルバイトだからといって、労働保険に入らなくていいわけではありません。雇用形態にかかわらず、一人でも雇ったら加入手続が必要です。「うちは大丈夫」と思い込まず、今一度確認を。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp　労働保険 特設サイト　または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、
まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

！ 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の適用事業

常勤、パート、アルバイト、いわゆるスポットワークなどの
名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は全て適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。



※現行制度では5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、労働保険の適用事業から除かれています（暫定任意適用事業）。
※労災保険については改正労働者災害補償保険法が成立したことにより、それらの事業についても、法律の公布の日（令和8年7月17日）から5年以内の政令で定める日以降、全て適用事業となり労災保険の手続が必要となります。
※現行制度において、雇用保険の適用事業以外においても、要件を満たせば任意加入が可能です。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

01 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

02 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。



03 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら　労働保険 電子申請

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら　労働保険 口座振替納付